

神戸市と伊藤ハム株式会社との包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と伊藤ハム株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上及び地域社会の活性化を推進するため、本協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）六甲山の自然環境保全活動に関すること
- （2）神戸情報の発信に関すること
- （3）食育に関すること
- （4）防災に関すること
- （5）地域活性化の支援に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出のないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月8日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者

神戸市長

矢田 立郎

神戸市灘区備後町三丁目2番1号

乙 伊藤ハム株式会社

代表取締役社長

堀尾 守